

第三〇〇〇三〇一三号

認定証

東京都港区港南二丁目一六番一号

日本トーター株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和二年七月八日から

令和七年七月七日まで

東京都公安委員会

